

農地を転用する場合には、農地法による許可が必要です！

～優良農地の確保、農業以外の土地利用との調整のための制度です～

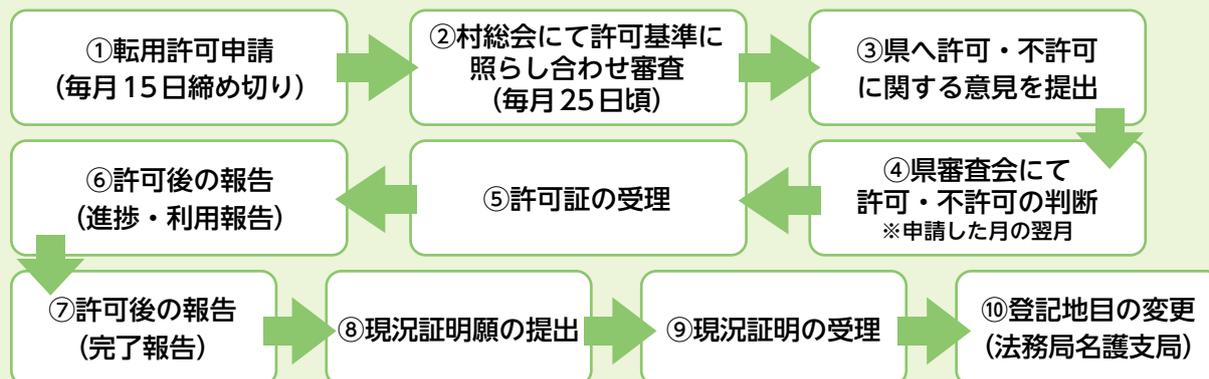
一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、**農地を耕作以外の目的で利用する場合**（住宅、アパート、資材置き場、駐車場など）には、農地法による**県知事の許可**が必要です。

※農地の**所有者自身が転用**する場合や**一時的に利用**する場合も**許可**が必要です。

※許可を受けただけでは、登記地目は変更されません。

※違反転用については、原状回復等の命令、罰則の適用があります。

◆転用許可申請から登記地目変更申請までの流れ



※①～③は申請された月で行われます。※⑩以外の提出先は農業委員会です（許可後の報告は委員会から県へ提出します）

お問い合わせ 農業委員会 ☎966-1204

環境にやさしい下水道につなごう

●下水道接続可能地域

喜瀬武原地区、山田地区、恩納地区（恩納区の一部、南恩納区、谷茶区の一部）

●下水道に接続するには宅内配管工事が必要となります。

各家庭や事業所等が宅内から下水道管に生活排水を流すために、村が管理する公共マスまでの間の排水設備工事が必要となります。

●工事にかかる費用は村からの補助金（上限30万円）が活用出来ます。

- ・既設の浄化槽の汚泥の汲み取り、撤去及び処分等については個人負担となります。
- ・喜瀬武原地区、山田地区（山田、真栄田、塩屋、宇加地地区）は接続推進期限切れのため15万円の補助となります。

まずは、右記の排水設備指定業者に連絡!!
工事の見積もり、役場への補助金の申請等も業者が代行します！

事業所名	住所・電話番号	事業所名	住所・電話番号
(有)原電設工業	瀬良垣2505番2	(有)新里建設	恩納2531番1
	☎966-8191		☎966-8313
當垂電設(同)	瀬良垣824番2	(有)向設備	安富祖1848
	☎966-2897		☎967-8277
(株)真栄田造園	喜瀬武原314番1	(有)丸政設備	仲泊880番地
	☎967-8332		☎965-2762
(有)又吉重機建設	山田1305番地	(有)名城組	山田2384番地1
	☎964-3247		☎964-3222

お問い合わせ：上下水道課 下水道係 ☎966-1190